Ⅰ　千葉市の個人情報保護制度

１　個人情報保護制度の意義

千葉市は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資するため「千葉市個人情報保護条例」を施行しています。

この条例は、千葉市の実施機関が保有する個人情報及び民間部門が保有する個人情報について、保護を図るものです。

実施機関が保有する個人情報については、個人情報の収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限等の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を明らかにしています。

一方、民間部門が保有する個人情報については、その適正な取扱いの確保のため、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発を行うとともに、事業者が保有する個人情報の保護について、事業者の自主的対応を促すための指導助言、苦情相談の処理等、実効性のあるものとしての可能な限りの保護対策を定めています。

２　制度の変遷

千葉市はこれまで、個人情報保護制度を次のとおり拡充してきました。

施　行　日	内　　容
昭和６１年１０月　１日	千葉市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例施行
平成　８年　４月　１日	千葉市個人情報保護条例施行
平成１４年　４月　１日	千葉市個人情報保護条例一部改正（開示に関する手数料の廃止）
（平成１７年４月１日）	（個人情報の保護に関する法律施行）
（平成１７年４月１日）	（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行）
平成１７年　４月　１日	千葉市個人情報保護条例全部改正（利用停止請求の新設、罰則の新設）
	千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行 （旧情報公開制度運営審議会と旧個人情報保護制度運営審議会を統合）
平成１８年　４月　１日	千葉市個人情報保護条例一部改正 （千葉市住宅供給公社に指定管理者と同様の義務を課す改正）
平成２３年　４月　１日	千葉市個人情報保護条例一部改正（実施機関に病院事業管理者を追加）
平成２７年１０月　５日	千葉市個人情報保護条例一部改正 （行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用に関する法律の施行に伴う所要の改正）
平成２８年　４月　１日	千葉市個人情報保護条例一部改正 （行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正）
平成３０年　４月　１日	千葉市個人情報保護条例一部改正 （個人情報の定義の明確化）

３　制度の主な内容

（１）個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）第２条第３項に規定する個人識別符号（顔認証データ、ＤＮＡデータ、運転免許証番号、旅券番号など）が含まれるもの

（２）特定個人情報

特定個人情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」といいます。）第２条第８項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいいいます。

（３）実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会（市及び各区）、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者並びに議会です。

（４）個人情報取扱事務の届出

ア　実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に届け出なければなりません。ただし、千葉市の職員等に係る事務及び保存期間が１年未満であるものについては、適用されません。

イ　届出のあった個人情報取扱事務の目録は、市政情報室及びホームページにて市民の閲覧に供しています。

（５）収集の制限

ア　実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければなりません。

イ　実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ　実施機関は、法令等に定めがあるとき等を除き、思想、信条及び宗教等個人の内心と特に深い関わりのある個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはなりません。

エ　実施機関は、思想、信条等に関する個人情報を収集したときで、一定のものについては、事後に千葉市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければなりません。

（６）利用及び提供の制限

ア　実施機関は、本人の同意があるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはなりません。（特定個人情報については、イ、ウ参照。）

イ　実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって本人の同意があるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関内部で利用してはなりません。

ウ　実施機関は、番号法第１９条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはなりません。

エ　実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めなければなりません。

（７）電子計算機処理の制限

ア　実施機関が、思想、信条等に関する個人情報を電子計算機により処理しようとするときは、あらかじめ千葉市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

イ　実施機関が、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、電子計算機処理に係る個人情報を国等へ提供しようとするときは、あらかじめ千葉市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

ウ　実施機関が、個人情報を提供するため、実施機関以外のものとの間において、通信回線による電子計算機の結合を行うときは、あらかじめ千葉市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

（８）適正な管理

ア　実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ　実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講じなければなりません。

ウ　実施機関は、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければなりません。

エ　実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければなりません。

（９）職員等の義務

実施機関の職員若しくは職員であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

（１０）委託に伴う措置等

ア　実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託（指定管理者に公の施設の管理を行わせ、又は千葉市住宅供給公社に本市の設置する公営住宅若しくは共同施設の管理を行わせることを含む。）に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。委託を受けた者が、実施機関の承諾を得て、受託業務を再委託する場合も同様です。

イ　受託業務（再委託の場合を含む。）に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

（１１）個人情報の開示請求

ア　何人も、実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ　開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等をしなければなりません。

ウ　実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から１４日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ　開示請求のあった個人情報は原則として開示しますが、次の７項目に類型化した情報に該当する個人情報については、例外として開示しないことがあります。

（ア）法令秘情報

（イ）本人の不利益になるおそれのある情報

（ウ）開示請求者以外の個人に関する情報

（エ）法人等情報

（オ）公共安全維持情報

（カ）審議、検討、協議情報

（キ）事務事業執行情報

オ　開示の決定に基づいて開示を受けるには、決定の通知を受けた日から３０日以内に開示の申

出をしなければなりません。

カ　自己に関する個人情報の開示の方法には、公文書の閲覧、視聴若しくは聴取又は写しの交付があります。また、自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、実費相当の費用を負担していただきます。

キ　法令等の規定により開示を受けることができる場合には、これと同一の方法による開示を受けることはできません（特定個人情報を除く。）。

（１２）個人情報の訂正請求

ア　何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができます。

イ　訂正請求をしようとする者は、当該個人情報の開示を受けた日がわかる書類等を提出しなければなりません。

ウ　実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から３０日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

（１３）個人情報の利用停止請求

ア　何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が、収集の制限に違反して収集されたと認めるとき、利用の制限に違反して利用されていると認めるとき、又は廃棄する義務に違反して保有されていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止又は削除を請求することができます。

イ　何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が、提供の制限に違反して提供されていると認めるときは、当該個人情報の提供の停止を請求することができます。

ウ　利用停止（利用の停止、削除又は提供の停止）請求をしようとする者は、当該個人情報の開示を受けた日がわかる書類等を提出しなければなりません。

エ　実施機関は、原則として、利用停止請求があった日の翌日から３０日以内に、当該個人情報の利用の停止、削除又は提供の停止をするか否かを決定しなければなりません。

（１４）千葉市個人情報保護審査会

実施機関が行った個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定について、不服申立てがあった場合は、慎重かつ公正な救済を行うため、第三者により構成する附属機関である千葉市個人情報保護審査会を設置し、その答申を尊重して裁決を行うこととしています。

（１５）千葉市情報公開・個人情報保護審議会

千葉市個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べる機関として、第三者により構成する附属機関である千葉市情報公開・個人情報保護審議会を設置しています。

（１６）事業者が保有する個人情報の保護

ア　市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行います。

イ　市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについての苦情相談に対し、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めます。

ウ　本市がその資本金等の２分の１以上を出資する等の法人に対し、千葉市個人情報保護条例に基づく市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる責務を課しています。

エ　市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、必要に応じ、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は協力の要請に応ずるものとします。

（１７）他の制度との調整等

ア　統計法等の規定により保護措置が講じられた統計調査等により集められた個人情報について

は、適用されません。

イ　本市の図書館等において閲覧に供し、又は貸出しされている図書等に記録されている個人情報については、適用されません。

４　制度に関する総合窓口

個人情報保護制度を円滑に運営し、市民が利用しやすいものとするため、個人情報の保護についての案内や相談並びに個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受付、開示の実施その他実施機関が行う個人情報の保護に係る事務は、原則として市政情報室において行います。

Ⅱ　個人情報保護制度の実施状況

１　個人情報取扱事務の届出状況

千葉市個人情報保護条例第６条の規定により、実施機関は、個人情報取扱事務を開始・変更しようとするとき又は廃止したときは、所定の様式を用いて市長に届け出ることとされています。

届出事項は、事務の名称及び目的、対象者の範囲、個人情報の記録項目及び収集先等の６項目と経常的な目的外利用・提供先等の規則で規定する事項となっています。

（１）個人情報取扱事務の届出の年度別状況

平成３０年度は、千葉市個人情報保護条例第６条第１項の規定による開始届が９６件、同項の規定による変更届が８７件、同条第２項の規定による廃止届が５８件あり、平成３０年度末現在で現に行われている個人情報取扱事務の件数は１，９７５件となっています。

年度ごと過去５年間における個人情報取扱事務の届出の状況は、**【表１】**のとおりです。

【表１】　年度ごとの個人情報取扱事務の届出の状況

（単位：件）

年度	個人情報取扱事務の届出件数				各年度末現在の事務数
	開始届	変更届	廃止届	合計	
２６	７２	８８	２２	１８２	１，８６８
２７	４８	１４９	１７	２１４	１，８９９
２８	２５	１１６	１１	１５２	１，９１３
２９	６２	１５３	３８	２５３	１，９３７
３０	９６	８７	５８	２４１	１，９７５

【備考】　個人情報取扱事務の届出件数は平成３０年度中に提出された件数であり、翌年度に開始、廃止されるものについては、当該年度末の事務数には反映されません。

（２）平成３０年度に届出のあった個人情報取扱事務の内容

平成３０年度に届出のあった個人情報取扱事務の実施機関別の内訳は**【表２】**のとおりです。

【表２】　届出のあった個人情報取扱事務の実施機関別の内訳（平成３０年度）

（単位：件）

実施機関		開始	変更	廃止	合計
市長		７１	８４	４８	２０３
	（共通）	2	0	0	2
	総務局	1	1(1)	1	3(1)
	総合政策局	6	0	0	6
	財政局	2	1	2	5
	市民局	1	１１(1)	3	１５(1)
	保健福祉局	１８(2)	１９	１６(1)	５３(3)
	こども未来局	6	0	6(1)	１２(1)
	環境局	8	6	3	１７
	経済農政局	１１	１６	8	３５
	都市局	5	3	6	１４
	建設局	8	0	4	１２
	区役所	5(2)	２９(2)	0	３４(4)
	水道局	0	0	0	0
	会計室	0	0	0	0
消防長		5	1	4	１０
教育委員会		5	1	4	１０
千葉市選挙管理委員会		1	0	0	1
中央区選挙管理委員会		0	0	0	0
花見川区選挙管理委員会		0	0	0	0
稲毛区選挙管理委員会		0	0	0	0
若葉区選挙管理委員会		0	0	0	0
緑区選挙管理委員会		0	0	0	0
美浜区選挙管理委員会		0	0	0	0
人事委員会		1	1	0	2
監査委員		0	0	0	0
農業委員会		１０	0	2	１２
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0
病院事業管理者		1	0	0	1
議会		2	0	0	2
合計		９６	８７	５８	２４１

【備考】　実施機関「市長」の事務数については、異なる局等にまたがる事業所共通事務（内数を（　）で表示）が存在するため、内訳の計とは一致しません。

（３）平成３０年度年度末現在で現に行われている個人情報取扱事務の届出内容

ア　現に行われている個人情報取扱事務の実施機関別の内訳

平成３０年度末現在で現に行われている個人情報取扱事務の実施機関別の内訳は、**【表３】**のとおりです。

イ　現に行われている個人情報取扱事務の届出内容

平成３０年度末現在で現に行われている１，９７５件の個人情報取扱事務は、各々以下の内容について届出がなされています。

（ア）個人情報の記録項目

（イ）思想信条等を記録する事務の概要

千葉市個人情報保護条例第７条第３項に規定する思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を記録する事務は７件あり、その概要は**【表４】**のとおりです。

（ウ）個人情報の収集先

（エ）個人情報の本人収集の原則の例外

千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号に規定する個人情報の本人収集の原則の例外として千葉市情報公開・個人情報保護審議会から答申を受けている類型は７件あり、その概要は**【表５】**のとおりです。

（オ）個人情報の電子計算機処理・結合の状況、経常的な目的外利用の有無及び経常的な目的外提供先

（カ）個人情報の目的外の利用又は提供の禁止の原則の例外

千葉市個人情報保護条例第８条第１項第６号に規定する個人情報の目的外の利用又は提供の禁止の原則の例外として千葉市情報公開・個人情報保護審議会から答申を受けている類型は７件あり、その概要は**【表６】**のとおりです。

【表３】　現に行われている個人情報取扱事務の実施機関別の内訳（平成３０年度末現在）

（単位：件）

実施機関		事務の区分			合計
		共通	事業所共通	固有	
市長		３０	３０３	１，１６１	１，４９４
	（共通）	３０			３０
	総務局		５(5)	４０	４５(5)
	総合政策局		０	１２	１２
	財政局		１５(1)	４０	５５(1)
	市民局		１０(10)	７７	８７(10)
	保健福祉局		１６(10)	３９０	４０６(10)
	こども未来局		２(1)	６５	６７(1)
	環境局		２２(2)	１０８	１３０(2)
	経済農政局		０	１１２	１１２
	都市局		８(2)	１７２	１８０(2)
	建設局		２６	９９	１２５
	区役所		２２８(26)	２６	２５４(26)
	水道局		０	１７	１７
	会計室		０	３	３
消防長		１５	４５	６２	１２２
教育委員会		１６	５３	６９	１３８
千葉市選挙管理委員会		０	０	１９	１９
中央区選挙管理委員会		０	０	１５	１５
花見川区選挙管理委員会		０	０	１５	１５
稲毛区選挙管理委員会		０	０	１５	１５
若葉区選挙管理委員会		０	０	１５	１５
緑区選挙管理委員会		０	０	１５	１５
美浜区選挙管理委員会		０	０	１５	１５
人事委員会		０	０	１５	１５
監査委員		１１	０	１	１２
農業委員会		０	０	３２	３２
固定資産評価審査委員会		０	０	２	２
病院事業管理者		２０	３	４	２７
議会		１０	０	１４	２４
合計		１０２	４０４	１，４６９	１，９７５

【備考】　実施機関「市長」の事務数については、異なる局等にまたがる事業所共通事務（内数を（　）で表示）が存在するため、内訳の計と必ずしも一致しません。

【表４】　思想信条等を記録する事務の概要

実施機関及び所掌する組織の名称			事務の名称	思想信条等を記録する個人情報の記録項目
市長	各区保健福祉センター 高齢障害支援課		民生委員・児童委員に関する事務	思想・信条
	保健福祉局	健康部生活衛生課	墓地経営等許可事務	宗教
		保健所環境衛生課	墓地経営許可事務	宗教
	こども未来局こども未来部 児童相談所		児童に関する相談援助活動	思想・信条、宗教
	都市局建築部宅地課		開発行為等指導事務（開発行為許可）	宗教
千葉市選挙管理委員会事務局			選挙管理執行事務	思想・信条
各区選挙管理委員会（６区）			選挙管理執行事務	思想・信条

【表５】　本人収集の原則の例外

	類　　型	理　　由
1	**「栄典、表彰等の選考」** 栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報を収集する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、選考の公正性が損なわれるおそれがあるため。 本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため。
2	**「審議会委員等の選任、委嘱」** 委員、講師等を選任、委嘱するため、候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体等から収集する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	適任者を幅広く求めるため。 本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため。 団体等から推薦を受ける場合、推薦という事務の性質上、本人から収集することができないため。 本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であるため。
3	**「各種申請、届出等」** 申請、届出等を受けるときに、当該申請者、届出者等以外の個人に関する情報を申請者、届出者等から収集する場合	申請者、届出者等以外の者に関する個人情報の提出が、申請、届出等の要件として定められていることがあるため。 住民の負担の軽減、市民サービスの向上や事務の効率的な処理のために必要であると認められる場合があるため。
4	**「相談、要望、意見等」** 市民等から相談、陳情、要望、意見、苦情、主張等を受けるときに、その内容に当該相談者等以外の個人に関する情報が含まれている場合	相談等の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その内容に当該相談者等以外の者の個人情報が含まれていても、事務の性質上その部分のみ分離して収集を拒むことができないため。 相談等の内容が、当該相談者等以外の者に関するものであっても、相談等の内容を正確に把握し、適切な事務の処理を行う上で必要であると認められるため。
5	**「案内状等送付」** 挨拶状、案内状等を送付するため、個人情報を収集する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	当該実施機関又は他の実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、儀礼上の必要性等により、挨拶状や関係資料を送付したりする場合があるため。 住民の負担の軽減、市民サービスの向上や事務の効率的な処理のために必要であると認められる場合があるため。
6	**「災害対策」** 災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、事前に個人情報を収集する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	過去の災害の事例や災害時に助けが必要であることが見込まれる個人の情報を事前に集約しておく必要があるため。
7	**「防犯カメラ」** 市の施設の管理等をするにあたり、個人の映像等の情報を収集する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	不測の事故、事件等が発生したときに、正確な事実の把握を容易にするために必要であると認められるため。 設置する目的の達成に必要な範囲内で可能な限り、設置している旨をわかりやすい場所に表示するものとする。

【表６】　目的外の利用又は提供の禁止の原則の例外

	類　　型	理　　由
1	**「栄典、表彰等の選考」** 栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、選考の公正性が損なわれるおそれがあるため。 本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため。
2	**「研究、統計資料作成」** 専ら学術研究又は統計資料作成のために、個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合 この場合、原則として、特定の個人が識別されない形式で利用し、又は提供するものとする。ただし、特定の個人の識別ができなければ学術研究等の目的を達成することができず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限り、識別性を有する形式で利用し又は提供することができるものとするが、統計資料作成後は速やかに個人情報を識別できない形式で取り扱うものとする。	学術研究又は統計資料の作成において、研究等の成果が公益に資するなど、公益上の必要性が認められるため。
3	**「案内状等の送付」** 挨拶状、会議等の案内等を送付するために個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、審議会等の委員に対し、儀礼上の必要性等から挨拶状や関係資料を送付したりする場合があるため。
4	**「アンケート対象者の抽出」** アンケート調査や実態調査等を行うときに、対象者を選定するため、個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関に提供したりする場合 ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	事務事業に係るアンケートを行うときに、対象者を抽出することが事務の性質上必要である場合があるため。
5	**「報道機関への提供」** 報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に対応するため、個人情報を提供する場合 ただし、市民等に知らせることに個人情報保護の利益を上回る利益を有し、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、報道された場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内で報道機関へ提供することが必要な場合があるため。 事故等特別の理由があるときに、発表することが公益上必要なことがあるため。
6	**「弁護士法の規定に基づく提供」** 弁護士法第 23 条の２第２項の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する場合 ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	法律の規定に基づく照会であり、当該規定の趣旨を踏まえて対処することが必要である場合があるため。 提供先の事務の公益性、個人情報の取扱方法等と市側の公益上の必要性、提供することによる支障の有無等を総合的に考慮した上で、弁護士会等へ提供する必要があると認められる場合があるため。
7	**「訴訟資料の裁判所への提出」** 争訟の当事者等である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	市が争訟の当事者等であり、十分な主張立証を尽くすためには、訴訟資料を裁判所に提出することが必要な場合があるため。

２　開示請求の件数及びその処理状況

（１）年度別状況

ア　個人情報の開示請求の件数及びその処理状況

年度ごと（過去５年間）の個人情報の開示請求の件数及びその処理状況は、**【表７】**のとおりです。

イ　写しの交付費用の徴収状況

個人情報の開示を写しの交付により行う場合の年度ごと（過去５年間）の市政情報室においての写しの交付費用の徴収状況は、**【表８】**のとおりです。

なお、平成３０年度において、開示対象となる個人情報が記載されている公文書は、３，３５３枚でした。

【表７】　年度ごとの開示請求の件数及びその処理状況

（単位：件）

年度	開示請求件数	処理件数							月平均請求件数
			開示決定	部分開示決定	不開示決定			取下げ	
					不開示情報	不存在等	小計		
２６	７０	７４	２６	３１	１	６	７	１０	５．８
２７	２８３	２９２	９２	１２９	０	６２	６２	９	２３．６
２８	２０１	２１６	６１	５８	３	８３	８６	１１	１６．８
２９	８０	１１７	２６	３４	１	４０	４１	１６	６．７
３０	７７	８２	３１	２９	０	７	７	１５	６．４

【備考】　①　１件の開示請求に対し、複数の決定が行われる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しません。

②　「不開示情報」とは、開示請求に係る個人情報に千葉市個人情報保護条例第１５条各号のいずれかに該当する情報が記録されていることにより、開示しない旨の決定がなされた場合をいいます。

③　「不存在等」とは、開示請求に係る個人情報が存在しないこと、開示請求の対象となる個人情報でないこと、又は開示請求に係る個人情報を特定することができないこと等により、開示しない旨の決定がなされた場合をいいます。

【表８】　年度ごとの写しの交付費用の徴収状況

年度	写しの交付申出件数（件）	枚　数（枚）	金　額（円）
２６	４７（１）	１，０５３（　　３０）	１１，４４０（　　３００）
２７	１０３（０）	９２３（　　０）	９，３２０（　　０）
２８	９７（４）	６，１８４（　　６１）	６２，６７０（　　６１０）
２９	４６（４）	２，４９９（１，３５１）	２５，３７０（１３，５１０）
３０	５４（７）	２，１１５（　　２４５）	２１，４００（　２，４５０）

【備考】　（　）は、前年度に開示請求のあった分の内数を示します。

なお、写しの交付費用は、白黒コピーについては１枚１０円、カラーコピーについては１枚２０円、コンパクトディスクについては１枚１００円を徴収しています。

（２）平成３０年度の状況

平成３０年度の個人情報の開示請求の件数及びその処理状況は、次のとおりです。

ア　実施機関別の処理状況

実施機関別の個人情報の開示請求の件数及びその処理状況は、**【表９】**のとおりです。

イ　請求の内容別状況

個人情報の開示請求の内容別状況は、**【表 10】**のとおりです。

ウ　開示請求者の状況

開示請求者の実人員は６９人であり、１人当たりの開示請求の件数は、３件（１人）、２件（６人）及び１件（６２人）でした。

エ　部分開示・不開示決定の不開示理由別の状況

部分開示決定及び不開示決定の不開示理由別の状況は、**【表 11】**のとおりです。

【表９】　実施機関別の開示請求の件数及びその処理状況（平成３０年度）

（単位：件）

実施機関		開示請求件数	処理件数						
				開示決定	部分開示決定	不開示決定			取下げ
						不開示情報	不存在等	小計	
市長		６３	６５	２６	１８	０	６	６	１５
	財政局	３	３	１	１	０	１	１	０
	保健福祉局	４	４	２	１	０	０	０	１
	こども未来局	８	８	１	７	０	０	０	０
	建設局	１	１	０	１	０	０	０	０
	区役所	４７	４９	２２	８	０	５	５	１４
消防長		５	５	０	５	０	０	０	０
教育委員会		６	９	２	６	０	１	１	０
議会		３	３	３	０	０	０	０	０
合計		７７	８２	３１	２９	０	７	７	１５

【備考】　①　１件の開示請求に対し、複数の決定が行われる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しません。

②　「不開示情報」とは、開示請求に係る個人情報に千葉市個人情報保護条例第１５条各号のいずれかに該当する情報が記録されていることにより、開示しない旨の決定がなされた場合をいいます。

③　「不存在等」とは、開示請求に係る個人情報が存在しないこと、開示請求の対象となる個人情報でないこと、又は開示請求に係る個人情報を特定することができないこと等により、開示しない旨の決定がなされた場合をいいます。

【表 10】　開示請求の内容別状況（平成３０年度）

（単位：件）

請　　求　　内　　容	件数	構成比
住民基本台帳関係情報（交付申請書、発行履歴等）	１４	１７．３％
印鑑登録関係情報（交付申請書、発行履歴等）	１４	１７．３％
戸籍関係情報（交付申請書）	１２	１４．８％
児童相談所関係情報（経過観察記録等）	８	９．９％
介護関係情報（介護認定調査票、主治医意見書等）	５	６．２％
その他	２８	３４．５％
合　　計	８１	１００％

【備考】１件の開示請求の内容が、複数の区分に該当することがあるため、実際の請求件数とは一致しません。

【表 11】　不開示理由別の状況（平成３０年度）

（単位：件）

不開示理由		件数	構成比	不開示情報の具体例
不 開 示 情 報		４９	８７．５％	
	第１号（法令秘情報）	１	１．８％	虐待通告者の情報
	第２号（本人不利益情報）	１	１．８％	病名
	第３号（第三者情報）	２４	４２．８％	住民票の写しの請求者
	第４号（法人等情報）	２	３．６％	住民票の写しの請求者 （事業を営む個人の情報）
	第５号（公共安全維持情報）	０		
	第６号（審議、検討、協議情報）	０		
	第７号（事務事業執行情報）	２１	３７．５％	関係機関との会議内容
不　存　在		７	１２．５％	
特　定　不　能		０		
合　計		５６	１００％	

【備考】１件の決定に対し、複数の不開示理由が該当する場合があります。

３　訂正請求の件数及びその処理状況

（１）年度別状況

年度ごとの個人情報の訂正請求の件数及びその処理状況は、**【表 12】**のとおりです。

【表 12】　年度ごとの訂正請求の件数及びその処理状況

（単位：件）

年度	訂正請求件数	処理件数					月平均請求件数
			訂正決定	部分訂正決定	不訂正決定	取下げ	
２６	０	０	０	０	０	０	０
２７	０	０	０	０	０	０	０
２８	１	１	０	０	１	０	０．１
２９	２	２	０	０	２	０	０．２
３０	０	０	０	０	０	０	０

（２）平成３０年度の状況

平成３０年度において個人情報の訂正請求は、ありませんでした。

４　利用停止請求の件数及びその処理状況

（１）年度別状況

年度ごとの個人情報の利用停止請求の件数及びその処理状況は、**【表 13】**のとおりです。なお、制度実施から平成２９年度までにおいて個人情報の利用停止請求（旧条例においては削除請求）は、ありませんでした。

【表 13】 年度ごとの利用停止請求の件数及びその処理状況

（単位：件）

年度	利用停止請求件数	処理件数					月平均請求件数
			利用停止決定	部分利用停止決定	不利用停止決定	取下げ	
３０	２	２	２	０	０	０	０．２

（２）平成３０年度の状況

平成３０年度の実施機関ごとの個人情報の利用停止請求の件数及びその処理状況は、**【表 14】**のとおりです。

【表 14】利用停止請求の状況（平成３０年度）

（単位：件）

実施機関	利用停止請求件数	処理件数				
			利用停止決定	部分利用停止決定	不利用停止決定	取下げ
議　　会	２	２	２	０	０	０
合　　計	２	２	２	０	０	０

５　不服申立ての件数及びその処理状況

（１）年度別状況

年度ごとの個人情報の開示請求及び訂正請求に係る不服申立ての件数及びその処理状況は、【表 15】のとおりです。なお、制度実施から平成３０年度までにおいて個人情報の利用停止請求（旧条例においては削除請求）に係る不服申立ては、ありませんでした。

【表 15】　年度ごとの開示請求及び訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

（単位：件）

年度	不服申立件数		処理件数（各年度末現在）							
			決定又は裁決済					取下げ	審査会に諮問中	実施機関にて検討中
	継続案件	新規案件		認容	一部認容	棄却	却下			
２６	１	１	２	０	０	２	０	０	０	０
２７	０	２６	２６	０	０	０	２６	０	０	０
２８	０	１７	１６	０	０	０	１６	０	１	０
２９	１	１１	４	３	０	０	１	０	２	６
３０	８	８	１０	３	０	５	２	０	１	５

（２）平成３０年度の状況

平成３０年度になされた個人情報の開示請求に係る審査請求は、**【表 16】**のとおりです。

【表 16】審査請求の状況（平成３０年度）

審査請求日	審査請求に係る処分	処分者	処理状況
H30.4.23	「千葉市立○○小学校が○○保護者である○○へ宛てた平成○○年○月○日付け及び同年○月○日付け回答書を作成するにあたって参考とした資料一式」に係る部分開示決定及び不開示決定への審査請求に対する不作為	教育委員会	却下
H30.4.23	「千葉市立○○小学校におけるいじめ事案に関する損害賠償請求調停概要について」（文書番号○千教指第○号）に係る部分開示決定への審査請求に対する不作為	教育委員会	却下
H30.8.8	「千葉市立○○小学校が○○保護者である○○へ宛てた平成○○年○月○日付け及び同年○月○日付け回答書を作成するにあたって参考とした資料一式」に係る部分開示決定	教育委員会	審査会に諮問中
H30.8.8	「千葉市立○○小学校におけるいじめ事案に関する損害賠償請求調停概要について」（文書番号○千教指第○号）に係る部分開示決定	教育委員会	実施機関にて裁決準備中

審査請求日	審査請求に係る処分	処分者	処理状況
H30.10.10	「○○が千葉市立○○小学校在籍中の○年次に同級生からのいじめ被害に遭い、平成○年から不登校になったいじめに関する報告書。文書名を問わず、○○小学校の教職員が同校の管理職へ本件いじめを報告した電子メール等の電磁的記録を含む全ての文書で、報告が対面や会議内で口頭で行われた場合には、報告に使用された文書やメモ等の資料を含む全ての報告記録や会議録。」に係る開示決定及び部分開示決定	教育委員会	実施機関にて裁決準備中
H30.10.22	「○○が千葉市立○○小学校在籍中の○年次に同級生からのいじめ被害に遭い、平成○年から不登校になったいじめに関する事故報告書。文書名を問わず、○○小学校が千葉市教育委員会に対して、本件いじめを報告した電子メール等の電磁的記録を含む全ての文書で、報告が電話および面談、会議による場合には、その全ての報告記録や会議録。」に係る部分開示決定	教育委員会	実施機関にて検討中
H30.12.3	添付資料に記載した個人情報の内容又は公文書の件名に係る部分開示決定及び不開示決定	教育委員会	実施機関にて検討中
H31.1.11	「○月○日に申請した政務活動費収支報告書閲覧申請に入力した個人情報」に係る開示決定	議会	実施機関にて検討中

６　千葉市個人情報保護審査会の運営状況

個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求（旧条例においては削除請求）に対する決定について、審査請求があった場合に、処分庁又は審査庁の諮問に応じて審査を行う機関として、千葉市個人情報保護条例第４５条の規定により、千葉市個人情報保護審査会が置かれています。

（１）年度別状況

個人情報の開示請求及び訂正請求に係る不服申立てについての年度ごと（過去５年間）の千葉市個人情報保護審査会への諮問の件数及びその処理状況は、**【表 17】**のとおりです。

【表 17】　年度ごとの千葉市個人情報保護審査会への諮問の件数及びその処理状況

（単位：件）

年度	案件の区分		審議等の状況		
	継続案件	新規案件	答　申	審議中	取下げ
２６	1	1	2	0	0
２７	0	0	0	0	0
２８	0	1	0	1	0
２９	1	2	2	1	0
３０	1	5	5	1	0

（２）平成３０年度の状況

平成３０年度の審議会の開催の状況は、**【表18】**のとおりです。

【表18】　千葉市個人情報保護審議会の会議開催の状況

名　称	開催日	主　な　審　議　内　容
第 110 回審査会	H30.5.1	諮問第２３号及び諮問第２４号について
第 111 回審査会	H30.6.21	諮問第２４号及び諮問第２５号について
第 112 回審査会	H30.8.3	諮問第２４号及び諮問第２５号について
第 113 回審査会	H30.12.6	諮問第２６号、諮問第２７号及び諮問第２８号について
第 114 回審査会	H31.2.14	諮問第２６号、諮問第２７号及び諮問第２８号について
第 115 回審査会	H31.3.18	諮問第２６号、諮問第２７号及び諮問第２８号について

《参考》　千葉市個人情報保護審査会委員名簿

（平成30年4月1日～令和2年3月31日）

氏　　名	役　　職	備　考
井原　真吾	弁護士	職務代理者
栗原　春江	人権擁護委員	
下井　康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	会長
田部井　彩	中央学院大学法学部准教授	
松田　浩一	弁護士	

7　簡易開示の実施状況

千葉市個人情報保護条例第２６条の規定により実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭により開示請求を行い、即時の開示を受けることができます。

実施機関があらかじめ定め告示した簡易開示を行うことができる個人情報及び平成３０年度における簡易開示の実施状況は、それぞれ**【表 19】**、**【表 20】**のとおりです。

【表 19】　簡易開示を行うことができる個人情報

実施機関	告示日	試験等の名称	簡易開示を行うことができる個人情報
市　　長	H31.1.25	千葉市職員（特定任期付職員）採用選考試験（動物園長）	得点、順位及び合格最低点
教育委員会	H14.12.17	市立高等学校入学者選抜	学力検査の総合得点及びその教科別得点
			調査書
	H19.12.11	市立稲毛高等学校附属中学校入学者選抜	適性検査Ⅰ・Ⅱの得点
			報告書
	H25.12.16	市立高等特別支援学校入学者選考	調査書並びに学力検査等の総合得点及びその教科別得点

【表 20】　簡易開示の実施状況（平成３０年度）

実施機関	簡易開示を実施した個人情報（開示した内容）			対象者（人）	利用者（人）	利用率（%）
市　　長	千葉市職員（特定任期付職員）採用選考試験（動物公園長）		一次試験の得点、順位及び合格最低点	434	21	4.8
			二次試験の得点、順位及び合格最低点	8	0	0
教育委員会	市立高等学校入学者選抜	市立千葉高等学校	前期学力検査の総合得点及びその教科別得点	548	303	55.3
			後期学力検査の総合得点及びその教科別得点	255	149	58.4
			調査書	805	342	42.5
		市立稲毛高等学校	前期学力検査の総合得点及びその教科別得点	301	192	63.8
			後期学力検査の総合得点及びその教科別得点	157	92	58.6
			海外帰国生徒の特別選抜による検査の総合得点及び教科別得点	0	0	0
			調査書	461	237	51.4
	市立稲毛高等学校附属中学校入学者選抜		報告書	603	232	38.5
			適性検査Ⅰ・Ⅱの得点	603	232	38.5
	市立高等特別支援学校入学者選考		調査書	29	15	51.7
			学力検査等の各総合得点及び教科別得点	29	17	58.6
合　　計				4,233	1,832	43.3

８　指定管理者への個人情報開示申出等の件数及びその処理状況

（１）開示申出の件数及びその処理状況

平成３０年度において指定管理者に対する個人情報の開示申出は、ありませんでした。

（２）訂正申出の件数及びその処理状況

平成３０年度において指定管理者に対する個人情報の訂正申出は、ありませんでした。

（３）利用停止申出の件数及びその処理状況

平成３０年度において指定管理者に対する個人情報の利用停止申出は、ありませんでした。

（４）審査申出の件数及びその処理状況

平成３０年度において指定管理者に対する審査申出は、ありませんでした。

９　出資等法人への個人情報開示申出等の件数及びその処理状況

（１）開示申出の件数及びその処理状況

平成３０年度において出資等法人に対する個人情報の開示申出は、ありませんでした。

（２）訂正申出の件数及びその処理状況

平成３０年度において出資等法人に対する個人情報の訂正申出は、ありませんでした。

（３）利用停止申出の件数及びその処理状況

平成３０年度において出資等法人に対する個人情報の利用停止申出は、ありませんでした。

（４）審査申出の件数及びその処理状況

平成３０年度において出資等法人に対する審査申出は、ありませんでした。

１０　その他

（１）事業者への指導助言

平成３０年度においては、千葉市個人情報保護条例第４８条に規定する事業者の自主的対応のための指導助言はありませんでした。

（２）事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の処理のあっせん等

平成３０年度においては、千葉市個人情報保護条例第４９条に規定する事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の処理のあっせん等はありませんでした。

（３）実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の処理

平成３０年度においては、千葉市個人情報保護条例第５３条に規定する実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出は１件あり、その実施状況は**【表 21】**のとおりです。

【表 21】　苦情の処理の実施状況（平成３０年度）　（単位：件）

苦情の対象	件　数	実　施　状　況	
		処　理	処理不要
市　　長 （都　市　局）	1	1	0
合　　計	1	1	0

（４）個人情報の漏えい、滅失、き損等の事案の状況

平成３０年度に、実施機関において個人情報の漏えい等が発生したと認められる事案の発生状況、発生形態、内容及び対応状況は**【表 22】**、**【表 23】**、**【表 24】**及び**【表 25】**のとおりです。

【表 22】　漏えい等事案の発生状況（平成３０年度）　（単位：件）

	市　　長				教育委員会	人事委員会	消防局	合計
	保健福祉局	都市局	区役所	その他				
２２	４	２	１１	５	２	１	３	２８

【表 23】　漏えい等事案の発生形態（平成３０年度）　（単位：件）

誤送信・誤送付	誤交付	紛失	その他	合計
１５	３	８	２	２８

【表 24】　漏えい等事案の内容（平成３０年度）　（単位：件）

情報の種類			個人の数				合計
市民等・職員等	市民等	職員等	1人～5人	6人～50人	51～100人	101人以上	
０	２８	０	２２	３	１	２	２８

【表 25】　漏えい等事案への対応状況（平成３０年度）　（単位：件）

事案の公表	情報の回収・ 削除等の措置依頼	再発防止策	関係者の処分・ 委託契約の解除	事案の 件数
４	２２	２８	１	２８

【備考】１つの案件において複数の対応を取っているため、対応件数の計と事案件数は一致しません。